

## 室戸市子育て等支援 一覧表

産 前		
不妊治療費補助金	室戸市に1年以上在住で、医師が不妊治療が必要と認めた夫婦を対象とし、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）の場合は、1回の治療につき10万円（1夫婦6回まで）を補助する。（要件あり）	
子育て世代包括支援センター「むろとっこ」	妊娠・出産・子育てにおける総合相談窓口	
母子健康手帳交付	妊娠届出時に面接を行い、母子手帳を交付	
出産・子育て応援給付金事業	<p>安心して出産・子育てができるように、妊娠期から出産まで一貫した「伴走型相談支援」と給付金による「経済的支援」を一体的に実施。（支給要件あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■出産応援給付金：妊婦1人につき5万円</li> <li>■子育て応援給付金：新生児1人につき5万円</li> </ul>	保健介護課 ☎0887-22-3100
妊婦訪問	妊婦の家庭へ訪問し、相談支援を行う。	
赤ちゃんスタートーキット	妊婦訪問時に子育てグッズ（オムツ、ミルク、肌着等）をプレゼントする事業 市の子育てサービスの紹介も合わせて行う。 (要件あり)	
助産制度	経済的な理由によって入院助産を受けることができないと認められる妊産婦さんを対象に、助産施設への入所や出産費用の全部または一部を援助する。	こども子育て支援課 ☎0887-22-5171
産 前 & 産 後		
子育て&プレママひろば	月1回、妊婦さんや親子が集い、交流ができる場 子どもの成長の確認や、情報交換、育児相談ができる。 助産師による母乳相談や離乳食教室も実施	保健介護課 ☎0887-22-3100
ぱくぱく（離乳食）教室	子育て&プレママひろばにて、離乳食作りや試食を行う。 管理栄養士による相談支援あり。	

## 産 後

未熟児養育医療	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児の治療に必要な医療費を負担する。
乳児全戸訪問事業	赤ちゃんが生れたすべての家庭へ保健師や民生児童委員、母子保健推進員が訪問する事業
産後ケア事業	助産師等が自宅訪問し、産婦の心身のケアや育児支援を行う。産後1年以内に利用上限3回まで。利用料金は無料。
産後健康診査	産婦の身体的・精神的な健康状態、育児環境等の把握のため、産後2週間および産後1か月の2回、医療機関で健康診査を実施
乳幼児健康診査	子どもの成長確認や子育てに関する相談の機会として、乳児健診（4・7・10か月児）と幼児健診（1歳9か月・3歳6か月児）を実施
いさなっこるーむ	親子の遊びスペースとして、保健福祉センターやすらぎ2階のいさなっこルームを開放している。
ゆうゆうひろば	月1回、子育て中の親子が集い、専門スタッフが子育ての相談に応じる。 親子一人ひとりに合う子育て方法について、助言を受けることができる。
地域における障がい児施策	障がい児親の会「むろとキラッ」にて、保護者同士の悩みの共有や情報交換、子どもたちが安心して暮らせるための話し合いなど、会の活動を促す支援
里帰り妊婦、乳幼児健康診査、新生児聴覚検査、産婦健診査費の償還払い	里帰り等で県外にて、妊婦一般健康診査、乳児一般健康診査、新生児聴覚検査、産後健康診査を受診した場合に償還払いを行う。（上限額あり）
里帰りおよびインフルエンザ等接種費用負担金	室戸市在住の方で、里帰り出産等で県外にてインフルエンザ等の予防接種を受けた場合に負担金を補助する。（上限額あり）
乳幼児精密健康診査料の負担	乳幼児健康診査の結果、精密検査の必要のある乳幼児が専門の協力医療機関において精密検査を行う際の費用を市が負担する。
予防接種	定期予防接種の予診票を対象児へ交付 接種期間内であれば予診票を使用することで、無料で接種できる。
すこやか子育て祝金	赤ちゃんが生れた家庭へ祝金を支給する。 (1子目：5万円、2子目：10万円、3子目以降：30万円 支給要件あり)
出産・子育て応援給付金事業	安心して出産・子育てができるように、妊娠期から出産まで一貫した「伴走型相談支援」と給付金による「経済的支援」を一体的に実施（支給要件あり） ■出産応援給付金：妊婦1人につき5万円 ■子育て応援給付金：新生児1人につき5万円

保健介護課  
☎0887-22-3100

## 保 育

保育料の無償化	<b>すべて無償化</b> ・保護者の所得に関係なく、園児が3歳以上は保育料無償。 ・第2子以降は全額免除	
副食費等への補助	満3歳以上児童に対する保育園での副食給食費（おかず代）が無料	
保育所・園の園庭等の開放	入園前のお子さんと保護者を対象とし、市内7保育所・園において、平日の午前9時～11時30分まで園庭を開放しています。	
一時保育	市内に住所を有する未就園のお子さんを対象とし、月～金曜日の午前8時～午後4時まで、一時保育します。（給食・おやつ有） 場所：むろと保育園 ※3歳未満：2,000円、3歳以上：1,800円	
休日保育	市内の保育園に在籍しているお子さんを対象に、日・祝祭日に保護者が仕事がある場合に限り、午前8時30分～午後5時まで保育します。 場所：佐喜浜保育所	
延長保育事業	保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、保育所等における11時間の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業 場所：吉良川第一保育所	こども子育て支援課 ☎0887-22-5171
障がい児保育	心身に障がいを有する乳幼児の保育について、集団保育を行い、適切な指導を行うことで、社会性の成長に努める。	
家庭支援推進保育事業	日常の習慣や態度の涵養等について、家庭環境や保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童について、指導計画の作成や家庭訪問の実施等の家庭支援を行う事業	
地域子育て支援センター	未就園の親子が集まり、子育て講座や楽しい遊び、園行事への参加を通して、子育て仲間の輪を広げ、子育てのお手伝いをします。 場所：むろと保育園	
保育所地域活動事業世代間交流事業	地域に開かれた保育所の有する機能を地域住民のために活用し、私立保育所が実施する保育所地域活動事業（世代間交流事業等）	

## 小・中・高校

乳幼児等医療費の助成	O歳～中学3年生まで、医療費が無料。	こども子育て支援課 ☎0887-22-5171
児童館	地域の子どもたちが遊び、スポーツ、文化活動等を通じて、健康で、豊かな情操を育むことを目的とした施設であり、専門職員として児童厚生員を配置	
子どもの学習支援事業	中・高校生を対象として、基礎学力の向上や高等学校への進学を支援することにより、子どもたちが将来に希望をもって進路選択や就労ができる環境をつくることを目的に、学習支援教室を開催する場所。	福祉事務所 ☎0887-22-5137
放課後児童クラブ	共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後や長期休業中に学校の余裕教室等で、適切な遊びや生活を提供し、児童の健全育成を図る事業	生涯学習課 ☎0887-22-5142
放課後こども教室	小学校全学年を対象に、授業の終了後に小学校の空き教室等を利用して、支援員を配置し適切な遊びや生活の場を提供する事業	
中・高校生のポートリンカーン市との国際交流の推進	友好都市であるオーストラリア・ポートリンカーン市と、中・高校生の受け入れ、派遣により、ホームステイや学校体験交流、文化体験、市民との交流を行う事業 派遣に係る費用に対し補助している。	まちづくり推進課 ☎0887-22-5147
小・中学生の給食費の無償化	小中学校の給食費を無償化し、食育を通して子どもたちの健全な育成を推進する事業	学校教育課 ☎0887-22-5141
要保護・準要保護児童援助費	生活保護法に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等の援助を実施している。	
カウンセリングの実施	高知県から派遣されるスクールカウンセラーを活用して、児童、生徒、保護者及び教職員の相談を受け、解決への助言や指導を行う。	学校教育課 ☎0887-22-5141
スクールショーシャルワーカー活用事業	問題を抱える児童に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業	
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、奨励費を支給する事業	学校教育課 ☎0887-22-5141
室戸高校定時制補助金	定時制生徒に対し、車借り上げ・学力対策などに対する補助	
室戸高校スポーツ振興支援事業費補助金	女子野球部等、スポーツ振興に対する補助	学校教育課 ☎0887-22-5141
室戸高校いさな寮生応援補助金	寮生の保護者に対し、毎月2万5千円の補助	
室戸高校入学祝金	入学生1名に対し、7万円の祝い金	学校教育課 ☎0887-22-5141
室戸高校通学被支援補助金	通学する生徒へのバス定期半額や自転車購入費の補助	
室戸高校生対象公設塾の設置	R3年9月から開設。受講料は無料	

## その他

結婚新生活支援事業費補助金	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、市内に居住する新規に婚姻した低所得（夫婦の合計所得が500万円未満）の世帯に対し、住居費、住宅のリフォーム費用及び引越費用の一部を補助する。 【夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下】上限60万円 【 // 30～39歳以下】上限30万円	まちづくり推進課 ☎0887-22-5147
室戸市小児インフルエンザ予防接種費用助成金	本市に住所を有し、住民基本台帳に記録されている生後6か月以上中学生以下の子どもの保護者へ助成	保健介護課 ☎0887-22-3100
特別児童扶養手当	障がいのある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に手当を支給する事業 (県事業：市は申請受付等の事務のみ)	
障害児福祉手当	日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人に手当を支給する事業	
こども食堂への支援	開催場所の提供や取り組みの周知など、民間団体が実施する子ども食堂への支援を行います。	こども子育て支援課 ☎0887-22-5171
児童手当の支給	家庭等の生活の安定に寄与すること、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳～中学校終了までの市内に住所を有する児童に対し手当を支給	
児童扶養手当の支給	父母の離婚などで、ひとり親等となった家庭の生活安定と自立を助け、児童の福祉の向上を目的として手当を支給	
ひとり親家庭福祉医療費	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を持つひとり親家庭に対し、医療費の助成を行う事業	
ひとり親家庭自立支援事業	母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、指定講座の受講料の補助や看護師・介護福祉士等の資格を取得するために養成期間で就学する場合、一定期間の生活に要する経費を補助する事業	
母子生活支援施設入所	DV被害などの諸事情により児童の保護養育が十分にできない母子家庭の母子を母子生活支援施設に入所措置し、自立に向けた支援を行う事業	
子育て支援短期利用事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	
要保護児童対策地域協議会	行政や市内の小・中・高校及び保育所の関係者、弁護士や民生・児童委員、警察等の関連機関が一堂に会し、児童を取り巻く諸問題に取り組むことによって個々の児童の心身の健全育成を図る事業	
保護者に対する相談・助言活動の推進	家庭児童相談室による巡回相談を実施し、定期的に保育所、小・中学校を訪問し、専門的立場から相談に応じるとともに、内容により関係機関への紹介を行う事業	